



まんのう 農業委員会だより

第12号
平成29年3月1日発行



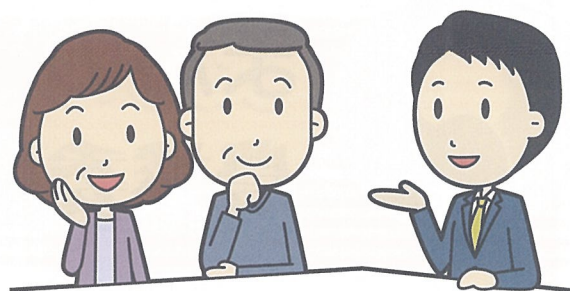
ひまわり刈り取りの様子(場所:吉野下地区)

◆◆ 編集/発行 ◆◆

まんのう町農業委員会(まんのう町役場農林課内)
まんのう町吉野下430番地 TEL0877-73-0105

「地区担当の農業委員」が あなたのご相談に応じます。

あなたの住んでいる地区を担当している農業委員が、農家相談に応じたり、農地パトロールによる農地の監視活動、農地の利用・利権関係の調整・あっせん、農業・農政に関する情報提供などを行っています。



農地を
貸したい・
借りたい。

農地を
売りたい・
買いたい。

農地を
農地以外に
転用したい。

農業者
年金について
知りたい。

その他、農地や
農業に関する
こと。

まずは地元の農業委員までお気軽にご相談ください。

	氏 名	担 当 地 区	電話番号
琴南地区	兼 若 順 二	川東(明神・東谷・川奥) 勝浦(横畑・奈良の木・谷田・長谷)	84-2259
	山 本 幸 作	中通(名頃を除く)	85-2977
	澤 田 悟	勝浦(横畑・奈良の木・谷田・長谷を除く) 中通(名頃)	84-2768
	湊 高 春	川東(川東上・川東下・淵野・堀田・前の川)	84-2160
	藤 本 繁	造田(上所・下所・盛下・仲空・中央・錦町・栄町 三本松・旭町・盛上・風の丘・旭風会・共栄会)	85-2408
	森 本 利 治	造田(荒神・天川・梅の木・岡の峯・備中地・城山 木の下・梶洲・更生・桜団地・城山ハイツ)	85-2541
満濃地区	曾 我 部 宗 男	炭所西(常包・片岡)	79-3461
	黒 木 輝 美	炭所西(江畑・塩田・平野・大向)	79-2476
	三 原 俊 雄	炭所東	79-2693
	鈴 木 多 計 士	長尾	79-2798
	藤 井 清	吉野(中村・八幡・場正・桶樋・五毛)	79-2354
	秦 守	吉野(木ノ崎・旭東・光元・高屋原・野津郷)	79-3441
	有 信 隆 雄	吉野(鐘場・中大宮・北原・宮東)	79-3431
	山 内 政 美	真野 神野	73-3810
	今 田 義 則	岸上 五條	73-3305
	中 浦 優	吉野下	73-5029
	鉄 川 武 夫	吉野下	73-5164
	亀 田 安 信	四條	73-5258
	宮 崎 清	東高篠 羽間	75-2111
	白 川 修	西高篠 公文	75-4501
仲南地区	岩 倉 節 夫	帆山 後山 大口	78-3311
	香 川 照 文	新目 山脇 追上	57-6162
	細 川 憲 志	佐文 宮田	75-0271
	小 山 進	生間 貫田	75-0584
	高 井 忠	七箇(小池・福良見・照井)	78-3624
	川 原 弘 樹	七箇(春日) 塩入	78-3207
	近 石 修	七箇(久保・本目)	77-2652

収入保険制度に関する 「農業競争力強化プログラム」 の取りまとめの概要

政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、
青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

収入保険制度の具体的な仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、
価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。

※ 5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば
加入できます。

**当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、
下回った額の9割(支払率)を補填します。**

※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均(5中5)を基本とし、規模拡大など当
年の営農計画等も考慮して設定します。

※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)

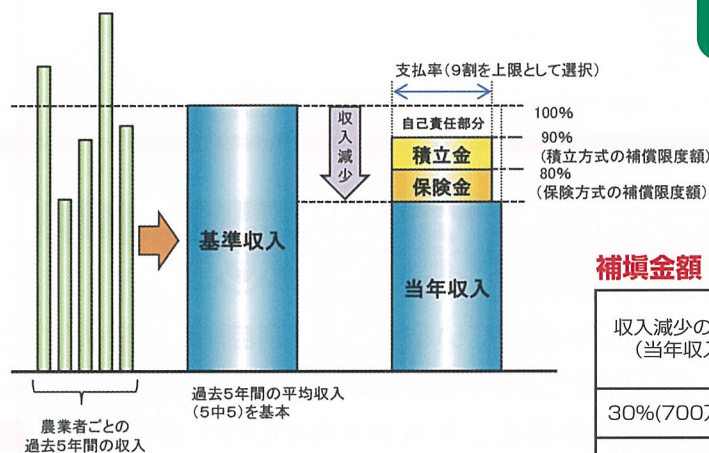
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算(補償限度8割)では
1%(50%の国庫補助後)です。

※ 積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と農業共済やナラシ対策などの類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

収入保険制度の補填方式

(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険方式+積立方式)を選択した場合



基準収入が1,000万円の農業者が、補
償限度9割(8割が保険方式+1割が積立
方式)、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料	7.2万円
積立金	22.5万円
合計	29.7万円

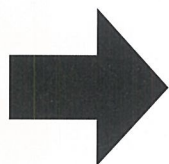
補填金額

収入減少の程度 (当年収入)	補填金 の合計			補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
		保険金	積立金	
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

収入保険制度の導入に関する詳しい情報は、農林水産省HPで公開しております。

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/index.html

- 青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。
青色申告には、**税制上のメリット**もありますので、**早速、取り組んでみましょう。**
- なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。



この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成30年2～3月)。

税務署受付印 	1 0 9 0 所得税の青色申告承認申請書
--	---

税務署長 _____ _____年____月____日提出	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">納税地</td> <td style="width: 85%;"> ☐住所地・☐居所地・☐事業所等（該当するものを選択してください。） （〒 _____） （TEL _____） </td> </tr> <tr> <td>上記以外の 住所地・ 事業所等</td> <td> 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒 _____） （TEL _____） </td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td> 生年月日 ☐大正 _____年____月____日生 ☐昭和 _____年____月____日生 ☐平成 _____年____月____日生 </td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;"> 印 </td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td> フリガナ 屋 号 </td> </tr> </table>	納税地	☐ 住所地・ ☐ 居所地・ ☐ 事業所等（該当するものを選択してください。） （〒 _____） （TEL _____）	上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒 _____） （TEL _____）	フリガナ	生年月日 ☐ 大正 _____年____月____日生 ☐ 昭和 _____年____月____日生 ☐ 平成 _____年____月____日生	氏名	印	職業	フリガナ 屋 号
納税地	☐ 住所地・ ☐ 居所地・ ☐ 事業所等（該当するものを選択してください。） （〒 _____） （TEL _____）										
上記以外の 住所地・ 事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 （〒 _____） （TEL _____）										
フリガナ	生年月日 ☐ 大正 _____年____月____日生 ☐ 昭和 _____年____月____日生 ☐ 平成 _____年____月____日生										
氏名	印										
職業	フリガナ 屋 号										

平成_____年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいていで申請します。

1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称 _____ 所在地 _____

名称 _____ 所在地 _____

2 所得の種類（該当する事項を選択してください。）

☐事業所得 ☐不動産所得 ☐山林所得

いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) ☐有（☐取消し・☐取りやめ） _____年____月____日 (2) ☐無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 _____年____月____日

5 相続による事業承継の有無

(1) ☐有 相続開始年月日 _____年____月____日 被相続人の氏名 _____ (2) ☐無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

☐複式簿記・☐簡易簿記・☐その他（ _____ ）

(2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）

☐現金出納帳・☐売掛帳・☐買掛帳・☐経費帳・☐固定資産台帳・☐預金出納帳・☐手形記入帳
☐債権債務記入帳・☐総勘定元帳・☐仕訳帳・☐入金伝票・☐出金伝票・☐振替伝票・☐現金式簡易帳簿・☐その他

(3) その他 _____

関与税理士 (TEL _____)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">整理番号</td> <td style="width: 10%;">関係部門</td> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 10%;">B</td> <td style="width: 10%;">C</td> <td style="width: 10%;">D</td> <td style="width: 10%;">E</td> </tr> <tr> <td>01 </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>通信日付印</td> <td>年 月 日</td> <td>確認印</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	整理番号	関係部門	A	B	C	D	E	01							整理番号	通信日付印	年 月 日	確認印										
整理番号	関係部門	A	B	C	D	E																							
01																													
整理番号	通信日付印	年 月 日	確認印																										

- ・ 正規の簿記は、複式簿記です。
- ・ 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備することが必要です。

地方参事官ホットライン 087-831-8151

農地の貸借には香川県農地機構を活用しましょう

公益財団法人香川県農地機構は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となり、農業の担い手への農地の集積・集約化を進める、香川県知事指定の安心できる機関です。

農地貸借の仕組み

香川県農地機構が、離農者や規模縮小農家等から農地を借り受け、規模拡大・新規就農等のために貸し付けを希望している方に貸し付けます。



香川県農地機構なら安心して農地を貸借できます

安心3つのポイント

安心①

知事指定の
公的機関です

安心②

貸し手・借り手の
間で調整します

安心③

賃料の回収・支払
を代行します

相談窓口・お問い合わせ先

まんのう町農業委員会事務局

TEL:73-0105

(公財)香川県農地機構

TEL:087-831-3211

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は農業者のための
国民年金の公的な上乘せ年金
です。

国民年金の第1号被保険者で、
年間60日以上農業に従事する
60歳未満の方が加入できます。



お問い合わせは、お近くのJA
または農業委員会事務局まで

全国農業新聞



全国農業新聞は、
全国農業会議所が
発行する週刊の
農業総合専門誌です。

発行日

週一回(金曜日)

購読料

月額700円(税込)

購読のお申込みは
農業委員会事務局まで(TEL:73-0105)

まんのう町貸借料情報

平成28年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっております。

なお、この賃借料情報は、実勢の集計値であり、拘束力はありませんので、契約の際には、貸し手と借り手がよく話し合った上で賃借料を決めてください。

平成29年2月1日

まんのう町農業委員会

締結（公告）された地域名		平均額	最高額	最低額	データ数	備考
旧琴南町	田	6,600円	10,000円	2,600円	44	使用貸借 92
	畑	円	円	円	0	使用貸借 24
旧満濃町	田	6,400円	10,000円	3,000円	243	使用貸借 872
	畑	円	円	円	0	使用貸借 10
旧仲南町	田	8,200円	10,000円	3,000円	87	使用貸借 203
	畑	3,300円	5,000円	3,000円	6	使用貸借 74
(参考) まんのう町平均	田	6,800円	円	円	374	使用貸借 1167
	畑	円	円	円	6	使用貸借 108

- データ数は、集計に用いた筆数です。（平均値の170%を超えるもの及び30%未満のものは除いています。）
- 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- 備考は使用貸借（賃借料が無償）のデータ数を表示しています。
- データ数が5筆に満たない場合は、表示していません。
- 「（参考）まんのう町平均」の平均額は、各区分の平均値をデータ数により加重平均した値です。

農耕作業用自動車の申告について

道路運送車両法により小型特殊自動車の取り扱いになっている農耕作業用自動車（コンバイン、トラクター等で乗用装置付）の所有者等は、地方税法により軽自動車税の納税義務を負うこととなります。該当する車両の所有者は、まんのう町税務課・琴南支所・仲南支所のいずれかで申請し、**標識（ナンバープレート）の交付を受けてください**。農耕作業用自動車の申告は、道路を走行することの有無に関係なく必要です。

【問い合わせ先】 まんのう町税務課 Tel:73-0104